

## 熊本市動植物園警備業務委託仕様書

1. 委託名 熊本市動植物園警備業務委託（長期継続契約）
2. 目的 熊本市動植物園内の火災、盗難、動物の逃走等を予防しつつ施設の安全を確保するために警備業務を委託する。
3. 履行場所 熊本市東区健軍5丁目14番2号 熊本市動植物園全域
4. 履行期間 令和8年(2026年)4月1日から令和11年(2029年)3月31日まで(36ヶ月)
5. 業務概要 熊本市動植物園の警備一式(警報装置設置・管理・確認含む)

※ 上記委託契約は、熊本市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第2号及び熊本市契約事務取扱規則第16条の2第2項第2号に基づく3年間の長期継続契約である。

### A) 警備

- 警備時間は、午後5時00分から翌日の午前8時30分までとする。
- 警備員は常時1名配置とする。
- 業務内容
  - 火災、盗難等の予防、発見及び通報
  - 動物の逃走等異常事態の通報
  - 園内対象地域内（参考図①）への不法侵入者の予防、発見及び通報
  - その他本業務の実施に当たっては、「熊本市動植物園警備業務実施要領」により行うものとする。
- 服務要領
  - 警備に当たっては、その目的、任務を自覚し、適正に遂行するものとする。
  - 警備員は、来園者に対して接遇マナーに注意し、また事前研修を通じて業務把握に努め、親切丁寧に対応すること。
  - 警備員は勤務中、身分証明書及び警備業法により所轄の公安委員会に届け出た制服、装備を着用すること。
  - 警備員は、勤務中に知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。なお、職を退いた後も同様とする。
- その他
  - 本業務実施に要する経費のうち、本業務に係る電気料、水道料、下水道使用料及び電話料を除くすべての経費については、受託者の負担とする。
  - 警備員は、品行方正、思想健全で健康かつ機動性を有する者であること。
  - 受託者は、契約締結後速やかに警備員名簿を市に提出しその承認を得るものとし、適当でないと認めたときは、速やかに、警備員の交代をさせなければならない。
  - 警備員は出勤時、市が準備する警備日誌を受け取り警備に就き、勤務終了後、管理事務所内飼育班に提出し退勤すること。また、警備日誌には、任務に従事した者の氏名を記載し、押印するものとする。なお、異常発生時には、直ちに電話または口頭で市に報告するとともに、後日報告書を提出しなければならない。

- (5) 受託期間中、受託者が使用する警備室（救護室）については、無償で使用させるものとする。ただし、備え付けの器具機材を汚損又は破損したときは、受託者は弁償しなければならない。
- (6) その他不明の事項については、市職員の指示を受けるものとする。

## B) 警報装置設置・管理・確認

### 1. 設置場所

- (1) 緑の相談所
- (2) 花の休憩所
- (3) 管理事務所

### 2. 業務内容

- (1) 侵入者の早期発見及び通知、連絡
- (2) 火災、設備等の損壊の早期発見及び拡大防止
- (3) ガス漏れ警報発報時の応急処置及び通報、連絡
- (4) 停電時における連絡
- (5) 事故確認時における関係機関への通知、連絡
- (6) 業務実施事項の報告
- (7) 受託者が設置した警報装置の保守点検
- (8) その他、上記に付随する事項において、両者が協議し、取り決めた事項

### 3. 管理・確認要領

- (1) 警備装置の設置箇所及び設置数については、参考図②③④を参照すること。なお、警報装置設置にあたっては、着工前に協議し、参考図②③④と異なる場合は、熊本市の承認を得ること。

#### ア. 侵入者に対する警報装置

- |            |     |
|------------|-----|
| ・熱線センサー    | 全施設 |
| ・マグネットセンサー | 全施設 |

#### イ. 火災発見及び防止用警報装置

- |              |           |
|--------------|-----------|
| ・熱感知器        | 管理事務所     |
| ・自動火災報知設備の連結 | 該当施設の個別表示 |

#### ウ. ガス漏れ防止

- |             |       |
|-------------|-------|
| ・ガス漏れ報知器の連結 | 花の休憩所 |
|-------------|-------|

#### エ. 停電監視

- |       |            |
|-------|------------|
| ・停電感知 | 全施設(獣舎を除く) |
|-------|------------|

- (2) 使用する回線は専用回線とする。

- (3) 警報装置は、警備対象で発生した異常事態を受託者へ自動的に通報する。

- (4) 警備員は、受託者の社員(社会保険、雇用保険に加入している者)であること。

- (5) 警備開始時の取扱いは、次の要領により行う。

ア. 市の最終退所者は、防火、防犯、その他の事故防止上必要な処置を行い、各警報機器、確認ランプが正常な状態であることを確認する。

次に、最終退所者が退所口を施錠し、警備スイッチ（カードリーダー等）にてON（警備開始）の状態にセットしてあることを確認し、退所する。

イ. 受託者は、市の最終退所者による警備スイッチ（カードリーダー等）の操作により受信機に自動表示される警備開始の信号を確認し、状況を監視する。

- (6) 警備終了時の取扱いは、次の要領により行う。
- ア. 市最初の入所者は、入所前に必ず、警備スイッチ（カードリーダー等）にてOFF（警備解除）の状態にリセットしてあることを確認し、入所する。
- イ. 受託者は、市の最初の入所者の警備スイッチ（カードリーダー等）の操作により自動的に表示されるOFF（警備解除）の信号を確認し、警備を終了する。
- (7) 警備中の臨時入所臨時入所の取扱いは、次の要領により行う。
- ア. 市の臨時入所者は、(6) アの手順により入所する。
- イ. 市の臨時入所者の退所時は、(5) アの手順により退所する。
- ウ. 市の臨時入所中の警備は、市の責任において実施する。
- (8) 受託者は、月間報告書を作成し翌月の 10 日までに市に提出するものとする。なお、異常発生時には、直ちに電話又は口頭で市に報告するとともに、後日報告書を提出しなければならない。
- (9) 受託者は、警備業法第 43 条を遵守すること。また、契約の解除、終了時に伴い不要となった機械設備は受託者が撤去し、これに要する一切の費用は受託者が負担するもの。
- (10) 警報装置設置は契約後速やかに行い、設置完了までは人的な警備で対応するものとする。

#### C) 共通事項

1. 市は、あらかじめ緊急連絡者を指定し、その名簿を受託者に通知する。なお、緊急連絡者に変更がある時は、速やかに受託者に通知する。
2. 事故発生の際は、速やかに警察機関等へ連絡し、その後緊急連絡者に連絡すると共に後日書面をもって報告する。
3. 預託された施設の鍵の取扱いは、次の事項を遵守する。
  - (1) 厳重に取扱い、保管する。
  - (2) 複製しない。
  - (3) 委託期間終了時に返却する。
  - (4) 鍵の使用及び貸し出しへは、指定された方法により行う。
4. 委託者及び委託業務の履行に関わる受託者の従事者は、契約の履行に関して知り得た秘密及び当該施設に関する秘密を漏らしてはならない。これらは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
5. その他
  - (1) 受託者の過失により市が被害を被った場合、受託者は対人賠償、対物賠償、合わせて 1 事故につき 10 億円を限度として賠償の責任を負うもの。(受託者は、身体上の損害や財物上の損害について、1 事故につき 10 億円以上の賠償責任保険に加入していること。)
  - (2) 受託者が業務遂行中に被った損害は、それが市の責めに帰すべき場合を除き、市は一切の責任を負わない。
  - (3) 警備実施上、「熊本市動植物園警備業務委託仕様書仕様書」及び「熊本市動植物園警備業務実施要領」に定めのない事項についても必要のある時は、双方協議し、本書に追加条項文書を添付する。

# 熊本市動植物園警備業務実施要領

市が指定した対象地域内において人的警備を効果的に遂行するため下記の事項を遵守し任務にあたること。

## 記

1. 警備地域は、参考図①に示す動植物園内全域とする。ただし、異常等があれば必要に応じて指定巡回路以外にも警備を行う。
2. 警備員は、巡回時間以外は警備室内にあって、管理事務所等の建物等への不法侵入並びに火災、盗難の早期発見に努め緊急時には連絡等の対応を行うこと。
3. 警備員は火災、動物の逃走等非常事態の発生時もとよりその他警備地域内に異常を認めたときは、確認後、警察署（健軍交番）、消防署（東消防署）、緊急連絡者への通報等、適宜機敏な措置をとること。
4. 巡回時間（原則として以下のとおり）
  - ① 1回目（18:30）
  - ② 2回目（21:00）
  - ③ 3回目（24:00）
  - ④ 4回目（3:00）
  - ⑤ 5回目（6:00）

## 5. 各巡回時の業務内容

時間帯	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
業 務				④ 4 回 日 巡 回				⑤ 5 回 日 巡 回								出勤		① 1 回 日 巡 回			② 2 回 日 巡 回			③ 3 回 日 巡 回

巡回 警備室

退勤 8:30

出勤 17:00

- ・1回目（18:30）の巡回時は、各通用門、各指定施設の施錠を行う。また各獣舎、遊具詰め所及びその他各施設等の施錠確認、消灯等についても確認を行う。  
駐車場に関しては、18:00頃にA、E、F駐車場（参考図①）のバリカ一施錠、A、E、F、G、H駐車場（参考図①）の出入口バー閉鎖を行う。
- ・2回目、3回目（21:00、24:00）の巡回時は外周フェンス周辺の確認を行う
- ・4回目（3:00）の巡回時は内部通路の確認を行う
- ・5回目（6:00）の巡回時は各通用門、各指定施設の開錠を行う。また各獣舎及び遊具詰め所及びその他各施設等の施錠確認についても再度確認を行う。  
駐車場に関しては、8:00頃にA、E、F駐車場（参考図①）のバリカ一開錠、A、E、F、G、

H 駐車場（参考図①）の出入口バー開放を行う。

## 6. 各巡回時の留意点

- ① 通用門については次のように行う（参考図①）
  - ・通用門Ⅰは市からの連絡後に施錠を行う
  - ・通用門Ⅱは市からの連絡後に施錠を行う
  - ・通用門Ⅲは市からの連絡後に施錠を行う
  - ・通用門Ⅳは施錠を行う。また翌朝開錠を行う。
- ② 巡回時に、動物舎の温度計測を本市の指定（別紙）通りに行う。
- ③ 温度計測のため動物舎に入室した場合、退室時に必ず施錠する。特に入退室時には動物を刺激しないように配慮する。
- ④ 外部からの不法侵入者、動物・建物・工作物等の異常並びに水漏れ及び異常ランプの作動の有無について確認を行う。
- ⑤ 動物舎の温度管理は巡回ごとに、また別紙「動物舎温度管理基準」に基づき行う。
- ⑥ ゾウ舎の観覧通路の窓閉め、出入口の施錠を行う。
- ⑦ 市の指示により、次のことを行う。
  - ・動物舎のプールへの給水を止める。

## 7. その他

- ① 警備日誌は飼育班の所定の場所に提出する。
- ② 蛍の時期（4月～5月）は螢の数を確認のうえ、日誌に記録をとる。
- ③ キリン舎については、扉をむやみに操作すると寝室内のキリンが驚いて事故を起こす可能性があり、施錠確認や温度管理確認の対象から外しているため、立ち入らない。
- ④ その他本実施要領に記載していない事項、又は不明な点については双方協議のうえ実施する。

<b>動物舎温度管理基準</b>			
※温度管理方法は動物の状況によって変わることがあり、飼育員の指示に隨時従う。			
※異常を認めた際は飼育員に報告する。明らかに温度が異常なときは、電話連絡する。			
動物舎	窓閉じ等	エアコン、クーラー、ヒーター、ボイラー等	警備員対応
クマ舎	外気温5°C以下 ※マレークマ：外気温15°C以下	マレーグマ：エアコン管理	
猛獣舎	外気温10°C以下 ※ユキヒョウ、トラは5°C以下	暑い時期はエアコン・スポットクーラー	
ホッキョクグマ舎	外気温5°C以下	暑い時期はスポットクーラー	
シフゾウ舎	外気温10°C以下		
ラマ・シロダマジカ舎	外気温10°C以下		
エランド舎	外気温10°C以下		
ダチョウ舎	外気温15°C以下		
ヒクイドリ舎	外気温18°C以下でシャッター閉める	室内温15°C以下で遠赤	
ニホンジカ舎	外気温10°C以下		
キリン舎	外気温15°C以下で天窓閉める 室内温10°C以下でジャロ窓閉める	室内温5°C以下で遠赤	
ゾウ舎	外気温15°C以下で北窓閉める	室内温10°C以下でガス遠赤	
カンガルー舎	外気温15°C以下で天窓閉める	室内温10°C以下で遠赤	
カバ舎	外気温10°C以下		
サイ舎	外気温10°C以下	冬季ボイラー設定17°C	18時にスイッチON、 6時にOFF（時期は飼育員が指示）
シマウマ舎	外気温10°C以下		
キンシコウ舎	外気温10°C以下で上窓閉める	エアコンで管理	
小獣舎	外気温15°C以下	エアコンで管理	
コンゴウインコ舎		室内温10°C以下で保温球ON	
セキセイインコ舎		外気温10°C以下で保温球ON	
ツル・猛禽舎			
パプアニューギニア館		エアコンで管理 室内温23~27°Cが目安	
は虫類館		寒冷期：ボイラーで管理 室内温25~30°Cが目安	
キジ舎			
カピバラ舎		エアコンによる温度管理	
ペンギン舎			
ニホンザル舎			
オシドリ舎			
クジャク舎	外気温10°C以下		
フラミンゴ舎			
アライグマ舎			
アメリカオオシマ			
オタリア舎			
チンパンジー舎		エアコンで管理	
サルたちの森		エアコンで管理	
モンキーアイランド		エアコンで管理	
プレーリードッグ舎		エアコンで管理	
テンジクネズミ		エアコンで管理	
ヤギ・ヒツジ・ポニー		外気温氷点下予報から夜間遠赤	

## 夜間警備日誌

平成 年 月 日 天気

園長	副園長	補佐	総務班	施設班	植物班	飼育1班	飼育2班	警備員氏名・印
								印
巡回時刻	野外温度		サイ舍	キンシコウ舍	ワニ	ニシキヘビ	カメ	パプア夜行性 パプア鳥類
18:30	°C	°C	°C	°C	°C °C	°C °C	°C °C	°C %
21:00	°C	°C	°C	°C	°C °C	°C °C	°C °C	°C %
0:00	°C	°C	°C	°C	°C °C	°C °C	°C °C	°C %
3:00	°C	°C	°C	°C	°C °C	°C °C	°C °C	°C %
6:00	°C	°C	°C	°C	°C °C	°C °C	°C °C	°C %
外部からの無断侵入者の有無					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
動物・建物・工作物等の異常の有無					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
水漏れ、異常ランプ及びサイレンの作動の有無					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	施錠(A・E・F駐車場) 閉鎖(G・H駐車場)			開錠(A・E・F駐車場) 開場(G・H駐車場)			※A駐車場の 開錠は土日祝 日に限る。	
A駐車場	:			:				
E駐車場	:			:				
F駐車場	:			:				
G駐車場	:			:				
H駐車場	:			:				
巡回時に異常を認めた事項					職員による意見			
その他 特記事項								

**【施錠解錠確認】**

施設名	1回	2回	施設名	1回	2回	施設名	1回	2回
正門			小物ハウス			クジャク舎		
飼育管理センター			案内所			ホッキョクグマ舎		
倉庫通用門			休憩所(ゲームセンター)			ペンギン舎		
調理場			詰所(バイキング)			カピバラ舎		
モンキーアイランド			チンパンジー愛ランド			サル山舎		
クマ舎			第2売店			管理事務所		
カンガルー舎			ミラーハウス			事務所横通用口		
カバ舎			キジ舎			南門		
サイ舎			ふれあい広場			サンアントニオキャビン		
猛獣舎			パプア館			南側工事用ゲート		
シマウマ舎			爬虫類館			バス回転場通用口		
サルたちの森			ゾウ舎			養生温室		
キンシコウ舎			キリン舎			サービスヤード		
シオザル舎			ニホンジカ舎			花の休憩所		
コンゴウインコ			ダチョウ舎			西門		
セキセイインコ			ヒクドリ舎			植物園事務所		
シジュウカラ舎			エランド舎			事務所横通用口		
ツル舎			ラマ舎			緑の相談所		
猛禽舎			シロタマジカ舎			授乳室(資料館横)		
動物資料館			トカラヤギ舎			授乳室(子ども列車前)		
レストハウス			シフゾウ舎					
中央ステージ			オタリア舎					

**【巡回確認】**

施設名	1回	2回	施設名	1回	2回	施設名	1回	2回
A駐車場			F駐車場			トイレ(南門)		
B駐車場			G駐車場			トイレ(こども列車横)		
C駐車場			H駐車場			トイレ(チェーンタワー奥)		
D駐車場			トイレ(正門外A駐車場)			トイレ(花畠横)		
E駐車場			トイレ(正門)			トイレ(西門外E駐車場)		

**【温度管理】**

施設名	温度管理の指示	実施の有無
サイ舎	外気温10度以下の場合は、ボイラーを起動すること。 (設定温度を17度)	有・無